

## 有機農業総合支援対策実施要領

### 第1 事業実施計画の作成及び承認申請

#### 1 事業実施計画の作成

有機農業総合支援対策実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9836号）（以下「要綱」という。）第3の1の事業実施計画は、要綱別表に掲げる事業ごとに作成するものとし、その作成様式は次のとおりとする。

事業名	事業実施計画の作成様式
1 有機農業推進団体支援事業	
（1）参入促進事業	別記様式第1号-A
（2）普及啓発事業	別記様式第1号-B
（3）調査事業	別記様式第1号-C
2 有機農業等指導推進事業	別記様式第1号-D
3 地域有機農業推進事業	別記様式第1号-E
4 地域有機農業施設整備事業	別記様式第1号-F
5 土づくり対策推進事業	別記様式第1号-G
6 土づくり対策施設整備事業	別記様式第1号-H

#### 2 都道府県及び関係市町村との調整

事業実施主体（有機農業推進団体支援事業及び有機農業等指導推進事業の事業実施主体を除く。）は、事業実施計画の内容等について、事業実施計画の承認申請の前に関係する市町村及び都道府県と必要な調整を行うものとする。

この場合において、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施主体に対し、調整結果について、必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

#### 3 事業実施計画の承認申請

要綱第3の1の事業実施計画の承認の申請は、別記様式第2号により行うものとする。

#### 4 事業の実施計画の重要な変更

要綱第3の2の「生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更」は、次に掲げるものとする。

ア 事業費又は国庫補助金の30%を超える増減

イ 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減

ウ 補助事業者の変更

エ 事業の新設又は廃止

オ 同一施設等又は当該施設等が2以上の設計となる場合は設計単位（以下「施設等又は設計単位」という。）ごとに、事業費又は国庫補助金の30%を超える増減、又は工事雑費以外の経費から工事雑費への流用

カ 施設等の新設又は廃止

キ 施行箇所及び設置場所の変更

ク 施設等又は設計単位ごとの事業量の30%を超える増減

## 第2 事業実施主体

1 要綱別表の事業実施主体の欄の「民間団体等」とは、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とする。

2 要綱別表の事業実施主体の欄の「特認団体」とは、事業の遂行能力を有すると生産局長が認める民間団体等以外の団体（地方公共団体を除く。）であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。

3 要綱別表の事業実施主体の欄の「協議会」とは、地方公共団体に加え、地域における有機農業の振興を目的として、有機農業を行う農業者又は当該農業者の所属する団体、その他の関係機関・団体の関係者（国を除く。）により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

また、協議会を構成する地方公共団体は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第4条及び有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）第2の2の（4）を踏まえ、有機農業の推進体制又は計画のいずれか一つ以上を当該地方公共団体が既に整備・策定している、又は、事業実施年度中に整備・策定することが確実な地方公共団体に限るものとする。

4 要綱別表の事業実施主体の欄の「有機農業推進団体」とは、地域有機農業推進事業の事業実施主体である協議会に所属する団体（国及び地方公共団体を除く。）とする。

5 要綱別表の事業実施主体の欄の「その他農業者の組織する団体」とは、原則、農家3戸以上で構成する団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

## 第3 事業の内容

1 有機農業推進団体支援事業

（1）参入促進事業

有機農業に取り組むことを希望する者の有機農業への参入を促進するため、全国各地の有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携して次の取組を行うものとする。

- ① 参入促進検討会議の開催
- ② 有機農業の参入希望者を対象とした相談窓口の開設
- ③ 有機農業の研修受入先その他必要な情報の提供
- ④ 有機農業への参入希望者に対し、必要な情報提供を行うポータルサイトの開設（データベースの整備を含む。）
- ⑤ 有機農業者・有機農業の推進に取り組む民間団体等の関係者が参画する相談会等の開催
- ⑥ 地域における有機農業への参入を促進するための活動の支援
- ⑦ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

## (2) 普及啓発事業

有機農業が化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とし、自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性の保全等に効果を発揮する取組であること、また、こうした有機農業を生産、流通及び販売の各側面で支える有機農業者その他の関係者の取組を実需者、消費者、流通・販売事業者、学校関係者等（以下「実需者等」という。）に広く発信するとともに、実需者等との間で意見や情報の交換を行うことを通じて、実需者等の有機農業に対する理解及び関心を増進するため、次の取組を行うものとする。

- ① 普及啓発検討会議の開催
- ② 実需者等を対象とする有機農業施策説明会（地方ブロック単位）の開催
- ③ 実需者等を対象とするメディアを活用した周知活動
- ④ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

## (3) 調査事業

消費者の有機農業に対する理解と関心の程度並びに有機農業に必要な種苗等の生産・流通及び利用の状況等を把握するため、次の取組を行うものとする。

- ① 調査検討会議の開催
- ② 調査の実施
- ③ 調査結果の公表

## 2 有機農業等指導推進事業

有機農業に関する技術の確立を図るとともに、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進するため、次の取組を行うものとする。

- ① 有機農業に関する技術の評価検討委員会の開催
- ② 有機農業に関する技術（農産物の品質への影響を含む。）の実証試験及び調査の実施
- ③ 有機農業等の環境保全型農業を推進するための全国推進会議の開催、優良な取組の顕彰及び技術情報の提供等

## 3 地域有機農業推進事業

有機農業を行う農業者の育成・確保、有機農業により生産される農産物の生産、

流通及び販売の拡大、有機農業に対する消費者等の理解及び関心の増進等の目標を実現し、全国における有機農業の振興のモデルを確立するため、次の取組を行うものとする。

- ① 有機農業の参入希望者に対する指導・助言
- ② 地域の立地条件に適応した有機農業に関する技術を確立するための実証ほの設置
- ③ 有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動
- ④ 消費者等に対する有機農業に関する普及啓発活動及び有機農業者と消費者等との交流活動
- ⑤ その他この事業の目的を達成するために必要な取組

#### 4 地域有機農業施設整備事業

3の事業を実施する地域において、有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給及び土壌診断を行うため、次の取組を行うものとする。

- ① 技術支援施設の整備
- ② 種苗生産用施設の整備
- ③ 種苗貯蔵施設の整備
- ④ 種苗調製・出荷用機械の整備
- ⑤ 土壌診断施設の整備

#### 5 土づくり対策推進事業

水田におけるたい肥施用量の減少やたい肥等の施用に対応した適切な施肥管理等地域における土づくりの課題に対応するため、たい肥コーディネーター、普及指導員等を活用しつつ、次の取組を行うものとする。

- ① 土づくり地域推進会議の開催
- ② たい肥づくり講習会の開催
- ③ たい肥づくり巡回指導
- ④ 有機物連用試験実証ほの設置

#### 6 土づくり対策施設整備事業

高品質・低コストのたい肥を安定的に生産し、地域における土づくりの課題に対応するため、次の取組を行うものとする。

- ① 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置の整備
- ② 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置の整備
- ③ たい肥貯留施設の整備

### 第4 事業の実施

#### 1 事業の対象地域

- (1) 地域有機農業推進事業

- ① 本事業の実施地区の範囲は、原則として、協議会を構成する市町村の区域とする。

ただし、都道府県が協議会の構成員である場合にあっては、当該都道府県の区域を実施地区の範囲とすることができるものとする。

また、市町村が協議会の構成員であり、かつ、本事業の円滑な実施に支障をきたさないと認められる場合は、互いに隣接していない、複数の市町村により構成される協議会も本事業に応募することができるものとする。

- ② 協議会は、原則として、事業実施地区内に住所又は居所を有している団体又は個人により構成されるとともに、事業実施地区内に協議会の事務局を置くものとする。ただし、事業目的の達成のために特に必要と認められる場合はこの限りでないものとする。

## (2) 地域有機農業施設整備事業

本事業は、農業振興地域のほか、生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定による生産緑地、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に基づく市街化区域をいう。）及び市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）においても実施できるものとする。

## 2 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、次に掲げる項目をすべて満たしている場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容がそれぞれの事業の趣旨に即したものであること。
- (2) 地域有機農業推進事業については、次に掲げる成果目標のうちいずれか一つ以上を定めており、かつ、その成果目標の達成が十分に可能であると見込まれること。
  - ① 有機農業を行う農業者の育成・確保
  - ② 有機農業により生産される農産物の生産・流通・販売の拡大・定着
  - ③ 有機農業に対する消費者等の理解と関心の増進
- (3) 整備事業にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ① 整備を予定している施設及び装置が事業成果目標の達成に直結するものであること。
  - ② 利用計画に基づく施設及び装置の利用が確実であると認められ、かつ、施設及び装置の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
  - ③ 施設及び装置の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものでないこと。
  - ④ 施設及び装置の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡が取れていると認められること。
  - ⑤ 事業実施主体において、事業実施主体負担分の適正な資金調達並びに償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行され

ると見込まれること。

### 3 事業の着手・着工

(1) 事業の着手・着工は、原則として、補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情等に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手・着工届を別記様式第3号により、地方農政局長等に届けるものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に着手・着工する場合には、事業実施主体は、事業について事業内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実にってから、着手・着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で、行うものとする。

## 第5 補助対象経費の範囲及び事業の実施基準

1 有機農業推進団体支援事業、有機農業等指導推進事業、地域有機農業推進事業及び土づくり対策推進事業の補助の対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費のうち次に掲げる経費とする。

ただし、事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は、補助の対象外とする。

- ① 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じる月極の給与、退職金、賞与(ボーナス)その他の各種手当)
- ② 農業用機械・施設の取得のための経費
- ③ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

区 分	内 容
設備備品費	設備(機械・装置)及び物品の購入、開発、改良、据付等に要する経費
消耗品費	原材料、消耗品、消耗器材、各薬品類、各種事務用品等の調達に要する経費
旅費	資料の収集、調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費
謝金	資料の整理、事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃金	資料の整理、業務の補助、資料の収集等の業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価の支払に要する経費
役務費	機械又は器具の保守、修繕、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等に要する経費
分担事業費	事業の一部を他の民間団体等に分担させるのに要する経費
その他	設備の賃借料(リース又はレンタル料)、技術実証等に係るほ場の借上料、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費、文献購入費、光熱水料、通信運搬費(切手、電話、実験用機器等の運搬費等)、複写費、印刷製本費、会議費(会場借料等)、交通費、自動車借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、知的財産権の出願・登録経費及び送金手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費

2 有機農業施設整備事業及び土づくり対策施設整備事業(以下「整備事業」という。)の補助対象となる施設及び施設整備に当たっての一般的な基準は次のとおりとする。

(1) 整備事業の補助対象となる施設

① 地域有機農業施設整備事業において、次に掲げるアからオまでの施設のうち必要なものを整備することができるものとする。

ア 種苗生産用施設

有機農業用の種苗を生産及び増殖するための温室等

イ 種苗貯蔵施設

有機農業用の種子・種いも等の品質を維持しつつ、長期間貯蔵するための保冷库等

ウ 種苗調製・出荷用施設

有機農業用の種苗を調製又は出荷するための選別機、乾燥機及び計量器、種子の発芽率を検査するための検査装置等

エ 土壌診断施設

土壌診断、たい肥等の成分分析を行うための装置等

オ 技術支援施設

有機農業の技術を習得するための施設及びその附帯施設

② 土づくり対策施設整備事業においては、次に掲げるアからウまでの装置及び施設のうち必要なものを整備することができるものとする。

ア 品質管理型たい肥自動混合・かくはん装置

たい肥原料の位置、温度、臭気等の情報に基づいて、かくはんが必要な部位のみを自動的にかくはんすることにより、たい肥を生産する装置

イ 自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置

太陽光発電による電力を利用して、たい肥原料のたい積の高さごとの温度等に基づいて通気を制御することにより、たい肥を生産する装置

ウ たい肥貯留施設

原則として、ア又はイの装置で生産されたたい肥を貯留する施設

(2) 整備事業の一般基準

① 整備事業の補助対象施設は、原則として新品、新築又は新設によるものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から当該事業実施地区の実情に配慮し、適当と認められる場合については、増築（既存の建物の床面積を増加する工事）、改築（既存の建物の一部を除却した後、引き続いてこれらと用途・規模・構造の著しく異ならない建築物を建てる工事）若しくは改装（既存の建物の内装の模様替え・屋根のふき替え・間取りの変更等既存建物の修繕・変更及び模様替えの工事）又は古品、古材の利用を認めることとする。

なお、増築、改築又は改装が次のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

ア 増築、改築又は改装の対象となる建物が、事業実施主体（事業実施主体が複数の者で組織されている場合は、その構成員を含む。）の所有物でない場合

イ 新品、新築又は新設によるものの方が安価である場合

ウ 増築、改築又は改装の対象となる建物が、他の補助事業等で整備され、事業目的に沿って利用されている場合

エ 増築、改築又は改装の対象となる建物が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく耐用年数を超過する場合

オ 増築、改築又は改装の対象となる建物が老朽化している場合

カ 補助対象施設として使用する床面積を超える部分の増築、改築又は改装

を行う場合

- ③ 整備事業の補助対象施設の整備に当たっては、複数の業者から見積り等を取得し、施設の整備内容、価額等から勘案して最も妥当な業者との間で契約書を締結し、実施するものとする。
- ④ 整備事業の補助対象施設の整備に伴う用地の買収若しくは貸借に要する費用又は補償費は、補助の対象外とする。  
なお、用地は、整備する施設の耐用年数期間にわたって本事業の用に供することが確約されているものとする。
- ⑤ 整備事業では、既存施設等の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は補助の対象外とする。
- ⑥ 整備事業の補助対象施設の能力及び規模は、事業対象地域内の作物の栽培面積、家畜の飼養頭数、農産物の生産及び出荷の計画（技術支援施設にあっては、研修生の受入見込人数を含む。）を勘案するとともに、アンケート調査等により農業者等の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切に決定するものとする。
- ⑦ 整備事業の補助対象施設を整備した事業実施主体は、その運営規程を作成し、当該運営規程に則して施設を常に良好な状態に管理するとともに、その適正かつ効率的な運営に努めるものとする。
- ⑧ 整備事業により整備した施設には、事業名を表示するものとする。
- ⑨ その他整備事業の実施及び事業費の積算に当たっては、「農業・食品産業競争力強化支援補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8267号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に準じて適切に処理するものとする。

### （3）事業別の基準

#### ① 有機農業施設整備事業

- ア 本事業で整備する施設は、地域有機農業推進事業の実施地区内に整備するものとする。
- イ 種苗生産用施設の整備については、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官通知）に定めるところによるものとする。
- ウ 有機農業用の種苗の増殖・出荷に当たっては、種苗法（平成10年法律第83号）等関係法令を遵守し、増殖・出荷の対象とする品種等の中に他者が育成者権若しくは専用利用権を有するもの又は品種登録を出願中のものがないか等を必ず確認し、これらのものがある場合には、あらかじめ育成者権者、専用利用権者、出願者等から増殖・出荷に係る許諾等を得ることとする。

この場合、育成者権の効力は、登録品種及び当該登録品種と特性により

明確に区別されない品種を業として利用する権利に及ぶこと、また、業として指定種苗（種苗法第2条第6項に基づき農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の販売をする者は、種苗業者に該当し、指定種苗を専ら種苗業者以外の者に販売することを業とする者を除いて種苗業者の届出が必要となるとともに（種苗法第58条）、販売に当たり証票表示の義務等が生じること（種苗法第59条）等に留意するものとする。

エ 技術支援施設は、有機農業の技術を習得するための講義、実習及び研修生の宿泊が可能な施設とする。また、（1）の①のアからエまでの施設を技術支援施設内に設置することができるものとする。

## ② 土づくり対策施設整備事業

ア 本事業の実施に当たっては、耕種農家、畜産農家、製糖業者、食品産業等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ごみ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置場所、生産能力、稼動状況等を十分に考慮するものとする。

イ たい肥の原料として生ごみ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを対象とする。

ウ 農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。

（ア）製造されたたい肥は、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和61年農林水産省告示第284号）に規定する基準に適合するものとする。

（イ）製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

## 3 その他

### （1）農薬取締法等関係法令の遵守

地域有機農業推進事業、地域有機農業施設整備事業、土づくり対策推進事業又は土づくり対策施設整備事業の受益に係る農業者等は、農薬の使用について、農薬取締法等関係法令を遵守するものとする。

また、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号農林水産省消費・安全局長通知）に定める疑義資材（農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜している、又は、成分からみて農薬に該当し得るものをいう。）に関する情報を得た場合には、農林水産省ホームページの「農薬目安箱」に情報提供することについて協力するもの

とする。

## (2) 環境と調和のとれた農業生産活動の推進

地域有機農業推進事業、地域有機農業施設整備事業、土づくり対策推進事業又は土づくり対策施設整備事業の実施を希望する事業実施主体は、事業実施計画書に、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号生産局長通知）に基づく、当該事業の受益に係る農業者が記入した点検シートを添付して、要綱第3の1の承認申請を行うものとする。

ただし、事業の受益に係る農業者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難である場合は、この限りではない。

## (3) 種苗法等関係法令の遵守

地域有機農業推進事業において、有機農業により生産される農産物の流通・販売の促進活動や種苗交換会の開催等に取り組む場合は、当該農産物及び種苗の取扱いについて、種苗法等の関係法令を遵守するものとする。

## (4) 周辺景観との調和

整備事業により施設を整備する場合には、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について周辺景観との調和が十分に図られるよう配慮するものとする。

## (5) 男女共同参画社会の推進

有機農業総合支援対策の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく、男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

## 第6 指導・助言

補助事業の実施期間中、地方農政局長等は、事業目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導・助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

## 第7 事業実施の報告

### 1 事業の実施状況の報告

要綱第6の事業の実施状況の報告については、要綱別表に掲げる事業ごとに、毎年度、別記様式第4号により、事業実施年度の翌年度の7月末までに行うものとする。

### 2 知的財産権の取得状況等の報告

事業実施主体は、本対策により特許、実用新案登録、意匠登録、品種登録等の権利を出願若しくは取得した場合、又はこれらの権利の実施権若しくは利用権を設定した場合は、地方農政局長等に報告するものとする。この場合、地方農政局長等は、

特許等の出願及び取得状況（査定・設定登録等）等を自由に公表できるものとする。

また、事業実施主体は、補助事業実施期間中及び補助事業実施期間終了後5年間において、この補助事業により得られた知的財産の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に地方農政局長等に報告するものとする。

### 3 収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、補助事業期間中及び補助事業終了後5年間、毎年度、7月末までに補助事業の実施、補助事業の成果の活用等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、別記様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、補助事業期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権若しくは利用権の設定その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることができるものとする。

### 4 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、本対策により得られた成果については、地方農政局長等に報告するとともに、農業関係者、国内外の学会等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、本対策による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については、地方農政局長等に提出するものとする。

## 第8 事業の評価

### 1 事業評価の実施

要綱第7の事業評価については、事業実施主体は、要綱別表に掲げる事業ごとに、自己評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

また、その作成様式は次のとおりとする。

事業名	自己評価の作成様式
1 有機農業推進団体支援事業	別記様式第6号-A
2 有機農業等指導推進事業	別記様式第6号-B
3 地域有機農業推進事業	別記様式第6号-C
4 地域有機農業施設整備事業	別記様式第6号-D
5 土づくり対策推進事業	別記様式第6号-E
6 土づくり対策施設整備事業	別記様式第6号-F

## 2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 地方農政局長等は、報告を受けた事業評価の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、その報告内容を確認するものとする。また、必要に応じて、事業実施計画、事業実施状況報告書等との整合性を確認するものとする。さらに社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標及び施設等利用計画の達成度、事業計画の適正性等を含め総合的な評価を行い、その結果を別記様式第7号に取りまとめるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1) の評価の結果、適正な事業評価が実施されていないと認められる場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、天災等の外的な要因により、事業評価の実施が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- (4) (3) の指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(1) による報告及び評価結果を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の10月末日までに生産局長に報告するものとする。

## 3 事業評価検討委員会

- (1) 生産局長は、有機農業総合支援対策の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会を設置し、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。
- (2) 2の(5)の報告を受けた生産局長は事業評価検討委員会に報告内容を説明し、委員会の意見を聴取するものとする。
- (3) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果等について検討を行い、意見を述べることができる。
- (4) 生産局長は事業評価検討委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するとともに、次年度以降の適正な事業の執行に反映させるものとする。